

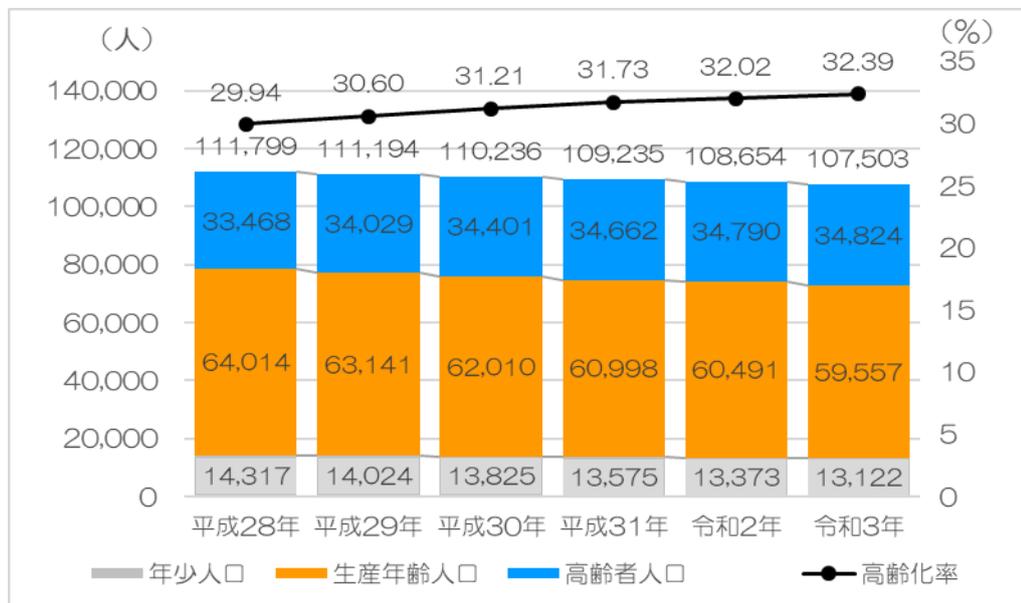
第2章 現状と課題

第1節 西条市の人口推移と高齢者・障がい者の状況

1 人口と高齢化率の推移

西条市の人口は、減少傾向で推移しており、令和3年には107,503人となっています。一方、65歳以上の高齢者人口は、増加傾向で推移しており、令和3年には34,824人、高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は、32.39%となっています。

【人口と高齢化率（西条市）】



出典：住民基本台帳（各年3月末時点）

2 要介護等認定者数の推移

西条市の要介護等認定者数は、緩やかな増加傾向で推移しています。令和2年度の時点で、認定者数は7,130人となっています。

【介護保険認定者数（西条市）】



出典：平成 28 年度～令和元年度 介護保険事業状況報告（年報）
令和 3 年 介護保険事業状況報告（3 月月報）（各年度末時点）

3 認知症高齢者数の推移

令和 2 年、西条市の要介護等認定者に占める認知症高齢者（「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者）は、3,959 人であり、高齢者のおよそ 9 人に 1 人が認知症という状況です。

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は年々増加していくことが見込まれ、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられます。

【高齢者人口に占める認知症高齢者数と割合（西条市）】

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
65 歳以上の 高齢者人口（人）	33,468	34,029	34,401	34,662	34,790
認知症高齢者数 （人）	3,638	3,464	3,598	3,879	3,959
割合（％）	10.9	10.2	10.5	11.2	11.4

出典：愛媛県内認知症高齢者数調査（各年 4 月 1 日時点）

4 障害者手帳の所持者数

西条市の障害者手帳の所持者数は、令和 2 年度で療育手帳所持者は 1,221 人、精

神障害者保健福祉手帳所持者は 726 人となっています。手帳所持者の中には、判断能力が不十分で十分な福祉サービス等の受給が困難な場合、成年後見制度利用の必要性が高くなると考えられます。

障がいのある人が、地域で安心して生活できるように権利擁護の体制充実に取り組む必要があります。

【障害者手帳所持者数（西条市）】

単位：人

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
療育手帳所持者数	1,116	1,095	1,138	1,162	1,221
精神障害者保健福祉手帳所持者数	548	577	638	684	726

出典：西条市社会福祉課

第 2 節 成年後見制度の利用状況

西条市において、成年後見制度の利用者数は、令和 2 年には 167 人となっています。西条市の認知症高齢者数 3,959 人や障害者手帳所持者数 1,947 人と比較すると、利用者数は著しく少ないことが分かります。

また、令和 2 年における西条市の後見等開始の審判の申立ての内、後見が 21 件と全体の 6 割以上(63.6%)を占めており、保佐が 10 件(30.3%)、補助が 2 件(6.1%)、にとどまり、任意後見に至っては 0 件となっています。

このため、成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細やかな対応を可能とする保佐及び補助の類型や利用者の自発的意思を尊重する任意後見制度の利用促進を図るとともに、市民が適切かつ安心して利用できるような取り組みが求められています。

【後見等開始の審判の申立て件数（全国）】

単位：件

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
後見開始	26,836	27,798	27,989	26,476	26,367
保佐開始	5,325	5,758	6,297	6,745	7,530
補助開始	1,297	1,377	1,499	1,990	2,600
任意後見 監督人選任	791	804	764	748	738

出典：最高裁判所事務総局家庭局

「成年後見関係事件の概況—令和 2 年 1 月～12 月—」

【後見等開始の審判の申立て件数（西条市）】

単位：件

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
後見開始	18	17	15	17	21
保佐開始	7	4	2	8	10
補助開始	1	1	0	0	2
任意後見 監督人選任	0	1	0	0	0

出典：松山家庭裁判所西条支部

※各年の 1 月から 12 月までの後見等開始の審判の申立て件数について、成年被後見人等の住所が西条市内にある者の数を抽出。

【成年後見制度の利用者数（全国）】

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
後見	161,307	165,211	169,583	171,858	174,680
保佐	30,549	32,970	35,884	38,949	42,569
補助	9,234	9,593	10,064	10,983	12,383
任意後見	2,461	2,516	2,611	2,652	2,655

出典：最高裁判所事務総局家庭局

「成年後見関係事件の概況—令和 2 年 1 月～12 月—」

【成年後見制度の利用者数（愛媛県）】

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
後見	1,624	1,625	1,668	1,689	1,703
保佐	311	339	358	384	426
補助	120	118	117	121	127
任意後見	17	16	17	16	13

出典：松山家庭裁判所西条支部（各年 12 月末時点）

【成年後見制度の利用者数（西条市）】

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
後見	84	94	86	88	96
保佐	44	45	42	50	58
補助	15	13	11	11	12
任意後見	0	1	1	1	1

出典：松山家庭裁判所西条支部

※各年の 12 月末日時点において、成年被後見人等の住所が西条市内にある者の数を抽出。

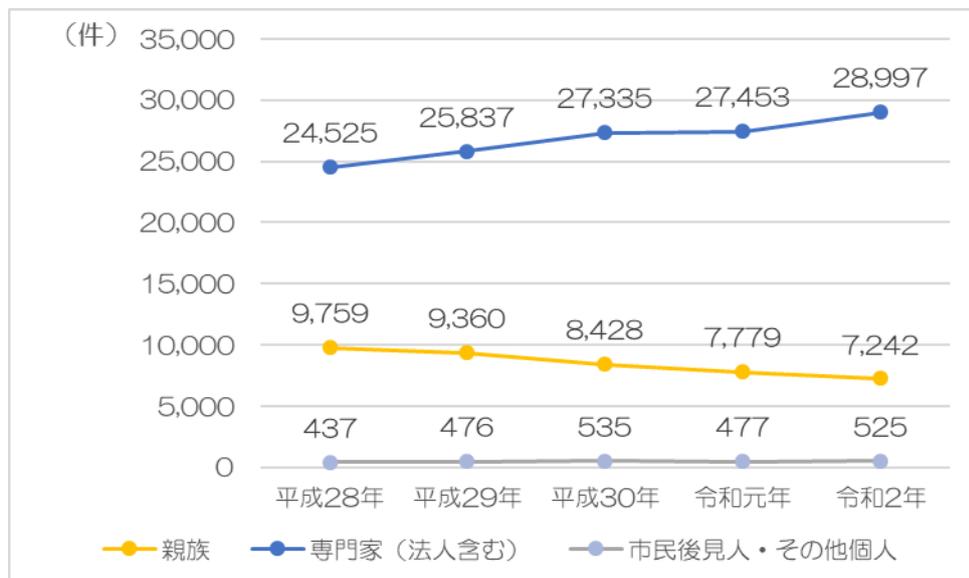
第 3 節 成年後見人等の担い手

全国の統計によると、成年後見人等の選任数全体に占める親族（配偶者、子、兄弟姉妹等）の割合は、平成 22 年は 58.6%でしたが、令和 2 年には 19.7%に減少しています。この背景には、単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加により、本人の成年後見人等となるべき親族が見当たらないケースが増えているということ等があるとみられます。

このような状況の下で、近年、成年後見人等の選任数が特に増えているのが専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）で、平成 22 年には全体の 38.1%であったものが、平成 24 年を境に親族後見人数を逆転し、令和 2 年には 78.9%にまで増加しています。

専門職については、その絶対数が限られており、成年後見人等の需要増に対応するには限界があります。そのため、今後の成年後見人等の需要に対応していくため、地域住民の中から成年後見人等候補者を育成することにより、成年後見人等の担い手を確保する等、市民後見人の普及と活用を進める必要があります。

【親族・専門家後見人の割合推移（全国）】



出典：最高裁判所事務総局家庭局

平成28年～令和2年「成年後見関係事件の概況」

【後見等開始の審判の申立てにおける親族・専門家後見人の割合（西条市）】 単位：人

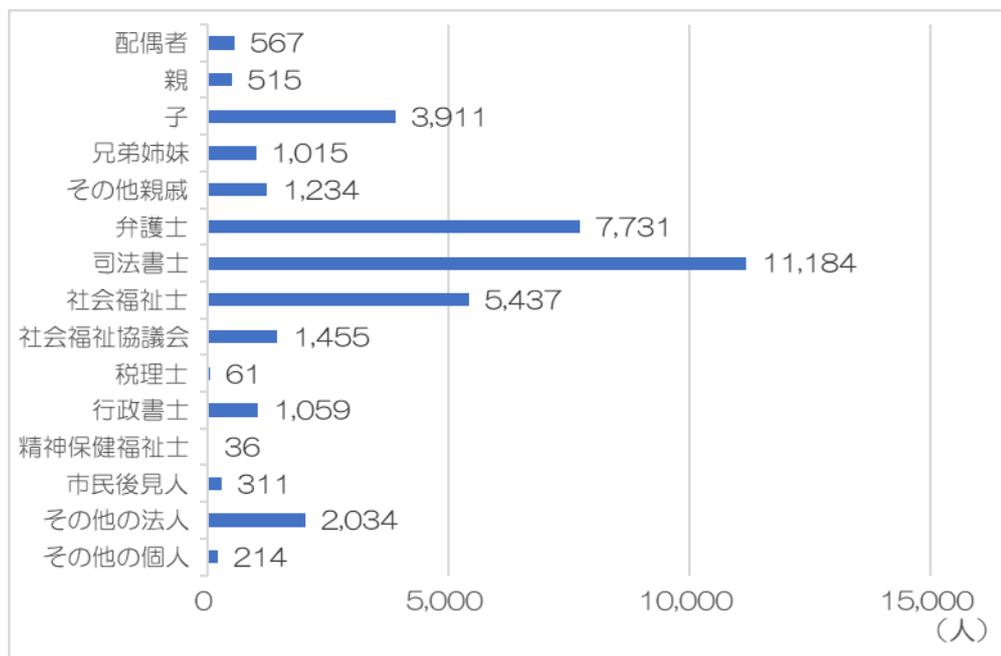
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
親族	7	3	4	4	0
専門家	19	20	13	21	33
合計	26	23	17	25	33

出典：松山家庭裁判所西条支部

※後見等開始の審判の申立ての内、各年12月末日時点において成年被後見人等の住所が西条市内にある者に選任された成年後見人等を抽出。

専門家は、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会等を指し、親族と専門家の両名が選任されている場合は親族に計上。

【成年後見人等と本人の関係（全国）】



出典：最高裁判所事務総局家庭局

「成年後見関係事件の概況—令和2年1月～12月—」

第4節 成年後見制度利用支援事業

西条市では、成年後見制度利用支援事業として、成年後見制度の利用が必要な方の中で自ら申立てることが困難であったり、協力の得られる親族がいなかったり、申立ての費用や成年後見人等の報酬を負担できない等を理由に、成年後見制度を利用できない方に対し、申立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行っています。

1 首長申立て

全国的には、後見等開始の審判の申立てに占める首長申立ての件数が、年々増加しています。西条市においては、令和2年度は高齢者24人、障がい者6人の市長申立てを行っています。今後も単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加により、市長申立てに対する需要は増えていくと見込まれます。

【首長申立ての件数（全国）】

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
件数（件）	6,466	7,037	7,705	7,837	8,822
割合（％）	18.8	19.8	21.3	22.0	23.9

出典：最高裁判所事務総局家庭局

平成28年～令和2年「成年後見関係事件の概況」

【市長申立ての件数（西条市）】

単位：件

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
高齢者	5	10	14	20	24
障がい者	9	2	2	2	6
合計	14	12	16	22	30

出典：西条市包括支援課・社会福祉課

2 福祉サービス利用援助事業

福祉サービス利用援助事業の実施主体は、愛媛県社会福祉協議会であり、西条市社会福祉協議会が一部の業務を委託され、実施しています。認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う事業です。福祉サービス利用援助事業を利用している方の中には、今後判断能力がさらに低下する等の理由から成年後見制度の利用が必要になる方もおり、スムーズに成年後見制度へ移行できるよう連携体制を整える必要があります。

【西条市社会福祉協議会における福祉サービス利用援助事業契約者数及び分類】

単位：人

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
契約者数		4	7	9	8	8
分類	認知症	1	2	2	1	1
	精神障がい	1	1	2	2	2
	知的障がい	1	3	4	4	4
	その他(高齢不安等)	1	1	1	1	1

出典：西条市社会福祉協議会

【西条市社会福祉協議会における法人後見受任件数及び類型】

単位：件

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受任件数		5	5	4	4	4
類型	後見	2	1	0	0	0
	保佐	0	1	1	2	2
	補助	3	3	3	2	2

出典：西条市社会福祉協議会

3 利用助成

西条市の成年後見制度利用者への助成については、西条市成年後見制度利用支援事業実施要綱に定めており、市長申立てを行った成年被後見人等の内、成年後見制度の利用に係る費用を負担することが経済的に困難である方（生活保護受給者等）に対し、申立ての費用及び成年後見人等の報酬を助成しています。

しかし、成年被後見人等の中には、成年後見人等の報酬を負担することが困難であるにも関わらず、助成の対象にはなっていない成年被後見人等がいることも想定され、今後、助成対象の見直し等を検討する必要性が考えられます。

【報酬助成（西条市）】

単位：人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者	15	11	8	11	9
障がい者	1	3	3	1	2
合計	16	14	11	12	11

出典：西条市包括支援課・社会福祉課

【後見等開始の審判の申立て時における本人の資産状況（西条市）】 単位：人

		50万円 以下	50万円～ 100万円	100万円～ 200万円	200万円～ 300万円	300万円～ 400万円	400万円～ 500万円	500万円 以上
平成28年	親族	1	0	0	1	0	1	4
	専門家	4	0	2	3	1	2	7
平成29年	親族	0	0	1	0	0	0	2
	専門家	0	6	4	0	2	1	7
平成30年	親族	0	0	0	0	0	1	3
	専門家	3	3	3	1	1	0	2
令和元年	親族	2	0	0	0	0	0	2
	専門家	8	4	1	1	0	0	7
令和2年	親族	0	0	0	0	0	0	0
	専門家	13	4	3	3	0	1	9
合計	親族	3	0	1	1	0	2	11
	専門家	28	17	13	8	4	4	32

出典：松山家庭裁判所西条支部

※各年の後見等開始の審判の申立ての内、成年被後見人の住所が西条市内にある者に選任された成年後見人等を分類。

専門家は、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会等を指し、親族と専門家の両名が選任されている場合は親族に計上。統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。